

令和8年度

手賀沼農地防災事業

都部新田揚水機場調査測量業務(測量その1)

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	手賀沼農地防災事業都部新田揚水機場調査測量業務(測量その 1)の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第 1 - 2 条	本業務は、国営総合農地防災事業手賀沼地区における都部新田揚水機場の構造等に係る検討に資するため、測量を行うものである。
(場所) 第 1 - 3 条	業務位置は、千葉県我孫子市都部新田地先他であり、別添業務位置図に示すとおりである。
(業務概要) 第 1 - 4 条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。 ・都部新田揚水機場測量 L=1.259km
(一般事項) 第 1 - 5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
(配置技術者の確認) 第 1 - 6 条	(1) 作業位置は、別添業務位置図のとおりであり、詳細は監督職員と協議のうえ決定するものとする。 (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第 16 条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (4) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。 共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。
(保険加入) 第 1 - 7 条	受注者は、共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。
第 2 章 作業条件 (作業基本条件) 第 2 - 1 条	測量作業の基本条件は、次のとおりである。 本測量の基準となる既知点は、次表のとおりである。

	既設の基準点・水準点名	備 考
	2 級基準点 NO. 060、NO. 085、NO. 086	
	二等三角点 泉	
	1 級水準点 AB-9	
	2 級水準点 手賀曙橋（左岸）	
（貸与資料） 第 2－2 条	貸与資料は、次表のとおりとする。	
	資料名	数量
	令和 4 年度都部新田揚水機場送水路他実施設計業務 報告書	1 式
（貸与資料の取扱い） 第 2－3 条	第 2－1 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 （1）貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。 （2）貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。 （3）使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。 （4）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。	
（関連業務） 第 2－4 条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた測量としない。	
	業務名	業務実施期間（予定）
	都部新田揚水機場調査測量業務（測量その 2）（仮称）	令和 8 年 5 月～令和 8 年 10 月
	都部新田揚水機場調査測量業務（地質調査）（仮称）	令和 8 年 5 月～令和 8 年 12 月
	都部新田揚水機場実施設計業務（仮称）	令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月
	都部新田送水路実施設計業務（仮称）	令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月
第 3 章 作業内容 （作業項目及び数量等） 第 3－1 条	作業項目及び数量は、別表 1 測量作業項目内訳表のとおりとする。	
（作業の留意点） 第 3－2 条	測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 （1）線形決定 ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。 イ 線形は、地形図（1/2,500）上に路線選定で検討した資料を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。	

	(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 測量作業着手前の段階 第2回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せの方法及び場所 方 法 対面による打合せ 場 所 関東農政局手賀沼農地防災事業所
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
(成果品の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県印西市木下東2-4-1 関東農政局手賀沼農地防災事業所

第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (2) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第 5 - 1 条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係者協議等対外的協議により、業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他、重要な変更が生じた場合。
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

手賀沼農地防災事業所

都部新田揚水機場調査測量業務(測量その1) 測量作業項目内訳表

作 業 項 目	作業条件	数量	備考
1. 3級基準点測量	耕地、平地、伐採なし、永久標識設置なし	N=7点	
2. 4級基準点測量	耕地、平地、伐採なし	N=18点	
3-1. 路線測量 作業計画	—	一式	
3-2. 路線測量 現地踏査	耕地、平地	L=1.259km	
3-3. 路線測量 線形決定	耕地、平地	L=1.259km	
3-4. 路線測量 中心線測量	耕地、平地、単曲線数:なし、測点間隔:50m	L=1.259km	
3-5. 路線測量 縦断測量	耕地、平地	L=1.259km	
3-6. 路線測量 横断測量	耕地、平地、単曲線数:なし、測点間隔:50m、幅区分45～75m	L=1.259km	
4. 3級水準測量	耕地、平地	L=1.0km	
5. 現地測量	耕地、平地、現地測量の地図情報レベルは250とする。	A=0.126km ²	